

# 鞍手町くらじふれあいアリーナ大規模改修事業設計・施工一括発注プロポーザル実施要項

## 1. 目的

鞍手町くらじふれあいアリーナ大規模改修事業設計・施工一括発注プロポーザル実施要項（以下「本要項」という。）は、鞍手町（以下「発注者」という。）が実施する鞍手町くらじふれあいアリーナ大規模改修事業（以下「本事業」という。）を発注するにあたり、本町の状況を十分に理解したうえで、柔軟かつ円滑に本業務を行うことができる高い技術力や豊富な経験を有する事業者を、公募型プロポーザル方式により選考するために必要な事項を定めるものである。なお、業務内容については、鞍手町くらじふれあいアリーナ大規模改修事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）によるものとする。

## 2. 事業概要

### (1) 事業名

鞍手町くらじふれあいアリーナ大規模改修事業

### (2) 所在地

福岡県鞍手郡鞍手町大字新延 506 番地 24

### (3) 事業手法

設計・施工一括発注（デザインビルド）方式

### (4) 業務範囲

事業者は、以下の設計業務、施工業務、工事監理業務、試運転業務を行うこと。なお、詳細は「要求水準書」に示す。

#### ① 設計業務

- ・設計のための事前調査業務
- ・対象施設における設計業務
- ・その他、付随する業務（調整（対象施設との調整を含む）、報告、関係申請、検査等）

#### ② 施工業務

- ・施工のための事前調査
- ・対象施設における施工業務
- ・対象設備の試運転
- ・その他、付随する業務（調整（対象施設との調整を含む）、報告、関係申請、検査等）

#### ③ 工事監理業務

- ・施工に係る工事監理業務
- ・その他、付随する業務（調整（対象施設との調整を含む）、報告、関係申請、検査等）

### (5) 履行期間

契約の効力の発生の日（議会の議決日）から令和9年3月31日まで

### (6) 提案上限価格

本事業に係る上限提案価格は162,295千円（消費税等を含む）とする。

なお、設計・工事監理業務に係る提案額の上限は13,295千円（消費税等を含む）とし、施工業務に係る提案額の上限は149,000千円（消費税等を含む）とする。

### (7) 計画概要

要求水準書の他、本事業に係る資料を参考にすること。

### 3. 受注候補者選考方針

本業務の受注候補者を次の審査を経て選考する。

- (1) 参加資格審査 参加表明書等の提出書類を事務局で審査し、参加資格を満たす者に対して、プレゼンテーション参加要請を行う。
- (2) 技術提案審査 技術提案書等の提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより鞍手町くらじふれあいアリーナ大規模改修事業設計・施工事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）で審査及び評価し、最優秀者1者、優秀者1者を選考する。
- (3) その他 本プロポーザルにおいて、受注候補者の提案内容が発注者の要求水準を満たさないことが確認された場合は、契約しないものとする。また、提案者が1者の場合であっても、内容の審査を行い、選考の可否を決定する。ただし、審査の評価点の合計が、満点の6割に満たない場合には、受注候補者として認めないものとする。

### 4. 参加資格要件

#### (1) 参加者の構成

- ① 参加者は、単独企業、特定建設工事共同企業体又は設計・施工共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。
- ② 参加者は、下記（2）、（3）、（4）及び（5）の参加資格を満たすものとする。
- ③ 参加者は、特定分野の業務を担当する協力会社に依頼する場合、協力会社は下記（2）の参加者の資格要件を満たす者とする。
- ④ 共同企業体での参加の場合、次の参加要件を満たす者とし、共同企業体の結成は、自己結成とする。
  - A 施工業務を担当する参加者の参加資格要件を満たす者で出資比率が最大、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による管工事業の特定建設業許可及び同法第27条の23第1項の規定による審査（経営事項審査をいう。）を受け、施工業務において機械設備（管工事業）を担当する者を代表者とする。構成員は（2）に加え、（3）、（4）、（5）のうち、該当する担当業務の参加要件を満たすこと。ただし、各業務の主担当以外の構成員については、（2）に加え、（3）①、（4）①、（5）①②の該当する担当の参加要件を適用する。
  - B 構成員は、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でない者であること。
  - C 代表者は、共同企業体において出資比率が51%以上であること。
  - D 共同企業体の構成員の数は2者又は3者とする。設計事務所と建設会社の出資比率は、それぞれ業務に係る金額の比率を基準とする。建設会社の構成員に係る最低出資比率は構成員が2者の場合は30%、3者の場合は20%とする。

#### (2) 共通する参加者の資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（裁判所による

更生計画の認可の決定を受けた者を除く。)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(裁判所による再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)、又は特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ③ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行っていない者であること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び鞍手町暴力団等追放推進条例(平成21年鞍手町条例第15号)に規定する暴力団及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業の事業主であって、同法第7条の規定による届出をしていない者又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第1項に規定する保険料(雇用保険に係るものに限る。)を滞納している者でないこと。
- ⑦ 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第48条の規定による届出をしていない者又は同法第155条第1項に規定する保険料を滞納している者でないこと。
- ⑧ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条に規定する適用事業所の事業主又は同法第10条第2項の同意をした事業主であって、同法第27条の規定による届出をしていない者又は同法第81条第1項に規定する保険料を滞納している者でないこと。
- ⑨ 参加表明書の提出時点において、鞍手町指名停止等措置要綱(平成26年鞍手町告示第89号)に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けていない者であること。ただし、技術資料等提出から指名通知の日までの間に、鞍手町指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けた者は失格とする。
- ⑩ 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- ⑪ 経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書(申請日時点で有効なもの)」のうち「管工事」の総合評定値(P点)が1200点以上であること。なお、参加者が特定建設工事共同企業体又は設計・施工共同企業体の場合は、代表企業が経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書(申請日時点で有効なもの)」のうち「管工事」の総合評定値(P点)が1200点以上であること。
- ⑫ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による管工事業の特定建設業許可及び同法第27条の23第1項の規定による審査(経営事項審査をいう。)を受けていること。なお、参加者が特定建設工事共同企業体又は設計・施工共同企業体の場合は、代表企業が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による管工事業の特定建設業許可及び同法第27条の23第1項の規定による審査(経営事項審査をいう。)を受けていること。
- ⑬ 過去10年間(平成28年4月1日から令和8年3月31日まで)において、国、地方公共団体等(国及び地方公共団体に関係する独立行政法人等を含む。)が発注者である請負代金額が50,000,000円以上の公立体育館又は学校屋内運動場の空調設備新設工事又は

空調設備改修工事（1の契約で複数物件が施工対象となったものを含む。）の元請として施工実績（ただし、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の構成員としての施工実績に限る。）。なお、実績については、本社、支店又は、営業所等を問わず、事業所全体としての実績を含むものとする。

（3）設計業務（2.事業概要（4）①）を担当する参加者の資格

① 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

② 設計業務に関して、次の技術者を配置できること。

・参加表明書の提出時点において、一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。

※確認申請等が必要な場合はその業務を遂行できる資格等を有すること。

但し、本プロポーザルにおける提案内容において一級建築士又は建築設備士の配置が不要でも設計業務の遂行が可能となる場合、設計者が有する資格は提案内容により必要となる資格を有していれば良い。それが確認できるように提案書に説明を明記すること。

・参加表明書の提出時点において、設計業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。

・工事監理技術者と兼務できるものとする。

③ 配置を予定している設計技術者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等のやむを得ない事情があり、発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

④ 設計業務は再委託を可能とする。

（4）工事監理業務（2.事業概要（4）③）を担当する参加者の資格

① 工事監理業務に関して次の技術者を配置できること。なお、工事監理技術者は協力会社を加えることができる。

・参加表明書の提出時点において、一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。

※確認申請等が必要な場合はその業務を遂行できる資格等を有すること。

但し、本プロポーザルにおける提案内容において一級建築士又は建築設備士の配置が不要でも設計業務の遂行が可能となる場合、設計者が有する資格は提案内容により必要となる資格を有していれば良い。それが確認できるように提案書に説明を明記すること。

・参加表明書の提出時点において、設計業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。

② 配置を予定している工事監理技術者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等のやむを得ない事情があり、発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

③ 工事監理業務は再委託を可能とする。

（5）施工業務（2.事業概要（4）②）を担当する参加者の資格

① 施工業務に関して次の技術者を配置できること。なお、現場代理人及び監理技術者は専任配置とし、現場代理人が監理技術者を兼ねることは妨げない。

A 現場代理人

・参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。

B 監理技術者

- ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級管工事施工管理技士の資格を有するものであること。
- ・参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。

C 施工担当者

- ・各施工担当者は本プロポーザルにおける提案内容において施工業務の遂行が可能となる資格を有すること。
- ・各施工担当者は、参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・建築、電気設備、機械設備の担当者は、必要な資格を有していることを条件に、兼任すること妨げない。

- ② 配置を予定している施工担当者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等のやむを得ない事情があり、発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

(6) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

- ① 選考委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合
- ③ 実施要項の規定に違反すると認められた場合
- ④ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
  - A 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
  - B 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
  - C 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑤ 参加表明書提出から契約締結の日までの間に、参加資格要件を欠いた場合

## 5. スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは次のとおりとするが、状況により変更する場合がある。

	項目	期日等
①	公告（公募開始）	令和8年4月8日（水）
②	現地説明会参加希望団体届出書受付開始	令和8年4月8日（水）
③	現地説明会参加希望団体届出書受付終了	令和8年4月10日（金）正午
④	参加表明書等及び技術提案書の受付開始	令和8年4月8日（水）
⑤	提出書類に関する質問書受付開始	令和8年4月8日（水）
⑥	現地説明会	令和8年4月13日（月）～15日（水）
⑦	提出書類に係る質問書受付終了	令和8年4月21日（火）
⑧	提出書類に関する質問に対する回答の公表	令和8年4月23日（木）
⑨	参加表明書等及び技術提案書の受付終了	令和8年5月13日（水）
⑩	参加資格審査	令和8年5月14日（木）

⑪	参加資格審査結果通知 (プレゼンテーション参加要請)	令和8年5月15日(金)
⑫	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年5月下旬
⑬	技術提案審査結果通知	令和8年5月下旬
⑭	仮契約締結	令和8年5月下旬
⑮	本契約締結	令和8年6月中旬

## 6. 手続等

### (1) 問い合わせ先・提出先(事務局)

- ① 住所 〒807-1311 福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2105番地
- ② 担当者 鞍手町教育委員会 教育課 生涯学習係
- ③ 電話 0949-42-7200
- ④ FAX 0949-42-0149【要着信確認】
- ⑤ メール gakushuu@town.kurate.lg.jp【要着信確認】

### (2) 配布書類

配布書類は、鞍手町ホームページからの入手すること。

- ① 鞍手町くらじふれあいアリーナ大規模改修事業設計・施工一括発注プロポーザル実施要項
- ② 鞍手町くらじふれあいアリーナ大規模改修事業設計・施工一括発注プロポーザル様式集
- ③ 鞍手町くらじふれあいアリーナ大規模改修事業設計・施工一括発注プロポーザル  
技術提案審査評価要領
- ④ 鞍手町くらじふれあいアリーナ大規模改修事業要求水準書
- ⑤ 別紙資料集

## 7. 参加表明書等及び技術提案書の提出

### (1) 提出書類

#### ① 参加表明書及び添付書類等

- A (様式1-1) 参加表明書
- B (様式1-2) 会社概要(代表者・構成員)
- C (様式1-3) 委任状(共同企業体)

共同企業体の場合は、共同企業体協定書(任意様式)の写し

<全参加者対象>

- D (添付書類) 鞍手町における「令和7年度 競争入札参加資格審査申請」手続きが完了していること(電子申請(競争入札参加登録)のみでは完了となりません。)を証明する書類の写し

※ 上記手続きが完了していない参加者は、次の書類を提出すること。なお、印鑑証明書、納税証明書及び商業登記簿謄本(登記事項証明書)は、参加表明書提出日より3ヶ月以内に発行されたものとする。

- ・(様式1-5) 暴力団排除に関する誓約書
- ・(様式1-6) 使用印鑑届出書

- ・(様式1-7) 委任状 ※委任先がない場合は不要
- ・印鑑証明書
- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(施工業務担当者のみ)
- ・管工事の特定建設業許可書の写し(施工業務担当者のみ)
- ・建築士事務所登録書の写し(設計・工事監理業務担当者のみ)
- ・所属する技術者及び有資格者名簿
- ・直近の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)の写し  
※連結親会社は連結財務諸表、連結子会社は単体の財務諸表を使用すること。
- ・納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税[その3の3])
- ・商業登記簿謄本(登記事項証明書)

② 参加者の実績

(様式2) 参加者の業務実績

※参加者の実績は、3件までの記載とする。

③ 各配置予定技術者の資格(様式3)

④ 技術提案書

A (様式4-1) 業務実施体制提案書 (A4片面・縦1枚以内)

以下の項目について提案を行うこと。

- ・設計から施工までを含めた業務の実施体制
- ・発注者との協議等による意図の把握、反映、確認の方法

B (様式4-2) 技術評価に係わる提案書 特定テーマⅠ (A4片面・縦1枚以内)

提案内容は、(6.手続き(2)③)を参照

C (様式4-3) 技術評価に係わる提案書 特定テーマⅡ (A4片面・縦1枚以内)

提案内容は、(6.手続き(2)③)を参照

D (様式4-4) 価格提案書(工事費) (A4片面・縦1枚以内)

E (様式4-5) 価格提案書(設計・工事監理業務費) (A4片面・縦1枚以内)

- ・消費税(地方消費税を含む)は、10%で計算すること。
- ・価格調整などの一括値引き(出精値引き)はしないこと。
- ・要求水準書の内容を承知したうえで、本業務を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上必要とされる内容を想定し、内訳書に反映すること。
- ・技術提案内容については、全て見積もりに反映させること。

(2) 提出部数

- ④ A~Cは正1部(写し7部)及び同内容の電子ファイル1部(CD-R等の記録用メディア媒体)  
上記以外は1部

(3) 提出期間

令和8年4月8日(水)9時から令和8年5月13日(水)17時まで

(4) 提出先

本要項6(1)とする。

(5) 提出方法

持参とする。

(6) 提出書類に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

- ① 提出書類に関する質問は、(様式5) 提出書類に関する質問書に記入のうえ、本要項6 (1) ⑤へ電子メールで提出すること。
  - ② 提出書類に関する質問書の受付期間は、令和8年4月8日(水) 9時から令和8年4月21日(火) 17時までとする。
  - ③ 提出書類に関する質問の回答は全社共通回答とし、令和8年4月23日(木) 17時を最終更新日時として「鞍手町ホームページ」で公表する。
- (7) 提出書類の作成要領
- ① 使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、原則として単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
  - ② 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。
  - ③ 重複して参加表明書等を提出しないこと。
  - ④ 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述すること。
  - ⑤ 様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線、段組等を編集し、作成すること。
  - ⑥ 技術提案書A～Cについては、審査を公平に行うため、参加者が特定できるような表現は避けること。
  - ⑦ 提出書類については、提出期限が過ぎてからの資料の差し替え及び再提出は認めない。

## 8. 現地説明会の開催

- (1) 現地説明会への参加を希望する者は、令和8年4月10日(金) 正午までに(様式6) 現地説明会参加希望届出書を本要項6 (1) ⑤へ電子メールで提出すること。なお、現地説明会への参加者は、1参加団体あたり5名以内とする。
- (2) 現地説明会は、令和8年4月13日(月)～15日(水)の期間とし、現地説明会参加希望団体ごとに日時を割り振り、令和8年4月10日(金) 17時までに事務局よりメールにて通知する。
- (3) 現地説明の際は、施設利用者及び通行人等に迷惑が掛らないように十分注意すること。なお、現地説明会以外の日における鞍手町くらじふれあいアリーナ建物内への入場は認めない。

## 9. 参加辞退届の提出

参加表明書等の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、次のとおり書類を提出すること。なお、提出した書類は返却しない。

- (1) 提出書類  
(様式7) 参加辞退届に辞退理由を記入し、押印のうえ提出すること。
- (2) 提出先  
本要項6 (1) とする。
- (3) 提出方法  
持参のみとする。

## 10. 受注候補者の選考

(1) 選考委員会

受注候補者の選考に係る審査については、参加資格審査は事務局で行い、技術提案審査は選考委員会で行う。

(2) 評価基準

技術提案審査の評価項目は以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点	配点
業務実施体制	妥当性・的確性・独創性・実現性	20点
特定テーマⅠ 空調熱源・機器更新	テーマの理解度、テーマに対する提案の的確性、実現性、独創性	30点
特定テーマⅡ 事業スケジュール		30点
ヒアリング内容	取り組み意欲	10点
参考見積額	見積額	10点
合計点		100点

(3) 評価要領

本要項6(2)③とする。

(4) 参加資格審査の実施及び技術提案書提出要請の通知

参加資格審査は参加表明書等に基づき事務局で審査し、令和8年5月15日(金)17時までに参加資格を満たす者に対し、プレゼンテーション参加要請書を電子メールにて通知する。

(5) 技術提案審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施

選考委員会において、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)を実施し、本要項6(2)③に基づき総合的に審査及び評価したうえで、最優秀者1者と優秀者1者を選考する。

なお、選考委員会の会議は非公開とし、選考結果についての異議申立ては認めない。

① プレゼンテーション等の日時

令和8年5月中下旬を予定する。

② プレゼンテーション等の出席者

当該業務に予定する設計技術者及び現場代理人を含む5名以内とし、原則として代理人の出席及び事前に申請された者以外の出席は認めない。

③ プレゼンテーション等の実施時間

プレゼンテーション10分以内、ヒアリング10分程度とする。

④ プレゼンテーション

A プレゼンテーションは、提出した技術提案書の拡大パネル(A1判)やパワーポイント等によるスライドを使用すること。

B プレゼンテーションに使用する資料は、技術提案書の内容のみを表現したものとする。

C 説明に際してはPCを使用することができる。プロジェクター及びスクリーンは発注者が用意する。

D 模型及び動画を利用したプレゼンテーションは不可とする。

E 審査を公平に行うため、参加者が特定できるような表現は避けること。

⑤ ヒアリング

ヒアリングは、プレゼンテーション内容、技術提案書等に関するものの他、業務全般

に関する総合的な質疑を行う。

⑥ 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和8年5月下旬に提案者に対し電子メールにて通知するとともに、後日文書でも通知する。

また、審査結果は鞍手町ホームページで公表する。

## 12. 契約の締結

発注者は、最優秀者へ第一位優先交渉権を与え、契約の交渉を行う。ただし、最優秀者に事故等があり契約が不調となった場合には、優秀者を契約交渉の相手方とする。

なお、本事業の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第3号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和30年鞍手町条例第21号）第3条の規定に基づき、仮契約後に鞍手町議会に請負契約締結の議案を提出し、議決により本契約として成立するものとする。

## 13. その他

- (1) 本業務において使用する言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円とする。
- (2) 技術提案書の提案は1提案者につき1案とする。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
  - ② 本要項で指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
  - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
  - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
  - ⑤ 許容された表現方法以外の方法が用いられている場合。
  - ⑥ 虚偽の内容が記載されている場合。
  - ⑦ （様式4-1）業務実施体制提案書から（様式4-3）技術評価に係わる提案書 特定テーマⅡまでの記述で、社名や商標等の提案者を認識できるものが表示されている場合。
  - ⑧ 本プロポーザルに関して、本要項に定める以外の方法により、選考委員会の委員、発注者に所属する職員に接触し、公正な審査を妨げる行為をした場合。
  - ⑨ 本プロポーザルの手続き期間中に指名停止を受けた場合。
  - ⑩ 別途通知するプレゼンテーション及びヒアリングの時間に遅れた場合又は出席しなかった場合。
  - ⑪ 複数の参加表明書等及び技術提案書等を提出した場合。
  - ⑫ その他、選考委員会が不適格と認める場合。
- (4) 提出された技術提案書等の知的所有権は提案者に帰属するものとする。
- (5) 提出された書類及び電子データ（以下「提出された書類等」という。）は返却しない。
- (6) 提出された書類等は、審査及び本件に関連する会議での報告で必要な範囲において複製できるものとし、返却しない。
- (7) 提出された書類等は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- (8) 提出された書類等は、審査及び本件に関連する会議等での報告以外の目的で無断使用しない。

- (9) 参加者は、本要項に定める諸条件に同意したうえで提案すること。
- (10) 提案にあたり、他の文献を引用した際は、出典を明示すること。

以上